

2020年2月3日
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

＜先進医療特約・先進医療特約(引受基準緩和型)のご契約者様へ＞

**「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」等の
先進医療からの削除(見込み)について**

今般、2020年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省により先進医療に関する検討が行われ、**「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」および「歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法」**について、**2020年4月1日より先進医療から削除される見込み**となりました。
(他の技術についても先進医療から削除される可能性があります。最終的な決定は2020年3月の厚生労働省告示をもってなされる見込みです。)

当社の先進医療特約および先進医療特約(引受基準緩和型)では、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療を先進医療給付金のお支払対象としており、療養を受けた時点で承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、お支払対象となりません。

そのため、2020年3月末で先進医療から削除された医療技術は、**ご契約日にかかわらず、2020年4月1日以降に受療されても先進医療給付金のお支払対象外となります**ので、ご注意ください。

お客様が受けられる治療が、先進医療給付金のお支払対象となる先進医療に該当するかにつきましては、治療を受けられる前に、医師に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

先進医療の対象となる医療技術やその適応症、実施している医療機関等に関する最新の情報につきましては、厚生労働省のホームページをご確認ください。

以上